

5. 履修について

(1)履修要項

本研究科の学生が、授業科目の履修を計画したり、学位(修士)論文作成の指導を受けたり、折々生じる学修上の疑問を考える場合、その都度参照すべき主な事項を以下に履修要項としてとりまとめる。いわば「履修の手引き」ともいえるべきものであり、学生の立場からの利用を配慮して作成している。しかし、往々にして他の規程等を参照する必要があることに留意すること。

1)教育課程

本研究科では、特定のテーマ等に基づき、教育・人文、法学、経済学、工学の各分野に属する諸科目を複合させた科目群を編成し専門科目とする。専門科目群を構成する科目群を「ユニット」と呼び、本研究科では、ユニットを利用した履修を実践する。

【ユニット】

- ・ユニットは、履修モデルに類するものとして、本学がまとめたものである。
- ・学生は、履修計画の立案にあたって、自らの研究テーマの追究に資すると考えるユニットを選択し、ユニット内から修了要件として指定された単位数以上の科目を履修する。
- ・ユニットに配置された科目は、基幹科目と応用展開科目に分類される。
- ・学生は、選択したユニット以外の全ての専門科目からも、自らの研究科テーマや関心に基づいて履修する科目を選択する。

【一般学生、社会人学生、外国人留学生】

本研究科の教育課程は一つとする。社会人学生、留学生等の修了要件は一般学生と同一のものとする。社会人学生専用の履修コース、外国人留学生専用の英語による特別履修コース、さらには、1年間の在学で足る短期履修コースは開設しない。

【社会人学生に対する配慮】

- ・大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例について
夜間開講が可能な科目については、社会人学生から要望があれば可能な限り夜間開講とする。特に、法学系・経済学系領域が提供する科目は、社会人学生の要望に可能な範囲で対応する。
- ・リサーチペーパー
学位(修士)論文では、学術研究論文とは審査基準を異にする「リサーチペーパー」の作成と提出を社会人学生にのみ認める。
- ・長期履修制度
就労しながらの修学を行う社会人学生に対しては長期履修制度を設ける。

【外国人留学生に対する配慮】

・英語による授業

全ての授業科目を英語等で行う外国人留学生専用の履修コースは開設しない。
しかし、授業科目担当教員の意思により英語での授業が可能とされた科目は、あらかじめ開講科目表等で学生に周知する。

2) カリキュラム

授業科目及び単位数は教育課程表(研究科規程)にて示す。

【科目区分】

本研究科の授業科目は、次の3つの科目区分から編成されている。

共通科目	<p>創発科学を支える基礎的な考え方を学習する。全学生に共通して修得させるべき研究のリテラシー、および、学問分野を横断した学びや創発的な活動を行うことができる基礎的な科目群として開設する。</p> <p>これらの科目を修得することにより、本学のビジョンや研究科の教育の柱である「創発科学」の考え方や手法を理解する上で必要となる共通的な知識基盤やマインドセットを形成する。マインドセットは問題解決に対して創発科学の手法による対応の動機を与え、さらに、解決に向かって進む意思を維持する働きを持つものである。言い換えると、修得した共通的な知識基盤の認知的駆動力である。それゆえ、創発科学の実践をはかる上で、共通的な知識基盤とマインドセットは両輪となり機能する。</p>
専門科目	<p>専門的なテーマや解決すべき課題について体系的に学び専門能力を養うとともに、各自の探究する研究課題に応じた複合的な学びを可能とするために、中心となる学問分野となる教育学、法学、経済学、工学などの専門分野を基盤とする科目を専門科目として開設する。</p> <p>専門科目群は、社会的重要性の高い専門的なテーマや解決すべき課題に即して構成された専門科目群(ユニット)として整理され、体系だった形で提供される。学生は1つのユニットを中心に学ぶとともに、自身の関心や研究テーマに応じて他のユニットの専門科目を履修することで、俯瞰性を高めることを目指す。</p>
特別研究Ⅰ・Ⅱ	<p>共通科目、専門科目で学んだ知を組み合わせ、個々のテーマに沿った研究を進めるための研究活動の場である。主指導教員に加え、専門分野の異なる教員1名を含む2名以上の副指導教員からの指導の下、修士論文を執筆する。分野横断的な指導体制を通じて、専門性を基軸としつつ複眼的な観点からの研究指導を行い、本研究科が目指す創発科学の実現を目指す。修士論文の執筆または作品等の制作を行う。</p>

【共通科目群への配当科目と構成】

共通科目群は、創発科学の考え方を理解し、共通的な知識基盤の修得とマインドセットを形成するために、12 の科目(各科目1単位)により構成する。

特に修得が強く推奨される重要な科目を厳選し、必修科目(全学必修を含む)として6科目(6単位)を開設する。さらに、修得が推奨される科目は、選択必修科目として6科目(6単位)を開設し、2科目(2単位)以上(共通科目群全体として計8科目8単位以上)の修得を義務づける。

【専門科目群への配当科目と構成】

1研究科1専攻として教育活動にあたる本研究科では、多彩な科目を社会的重要性の高い専門的なテーマや解決すべき課題に即して編成した専門科目を 22 のユニットとして整理し、体系だった形で学生に提供する(ユニット制)。

ユニットは、専門的なテーマの深化や分野横断かつ複合的である多種多様な社会課題の解決(課題の中には、SDGs(持続可能な開発目標)として定められている目標も含まれる)に貢献するべく、これまでの教育学、法学、経済学、工学の各研究科が保有してきた教育・研究資源を効果的に組み合わせてデザインされた科目群である。

学生は、22 のユニットの中から1つのユニットを選択し、当該ユニットが提供する専門科目を履修することでユニットがテーマとする専門内容や課題についての学びを深める。これに加え、学生は、自身の関心や研究テーマに関係のある他のユニットの科目を「関連科目」として履修し、俯瞰力を高める。専門性を補完したり、新たな視点や気づきを与えることで、学生が創発科学の意図する新たな知の結合や知の組み替えを行うための素地となることを期待する。

専門科目は、当該ユニットの特性に応じ、基幹科目と応用展開科目に区分される。

基幹科目	総論的なもの、または、他の複数の科目の基礎となるもの 基幹科目は必修科目ではなく、選択科目とするが、履修することを強く推奨する。
応用展開科目	学生が自身の関心にあわせて専門性をさらに深化させるために履修する科目

専門科目は1年次から2年次までの間に開講される。授業は、科目の特性に応じ、講義または演習から構成される。

学生は、修了に向けて、選択したユニットの専門科目を6科目 12 単位以上、他のユニットの専門科目を関連科目として2科目4単位以上、計8科目 16 単位以上を履修する。

また、学位の授与に必要となる専門性を担保するため、修了要件とは別に、学位の要件として専門科目の単位修得要件を定める。

【特別研究への配当科目と構成】

特別研究Ⅰ・Ⅱは、共通科目、専門科目で学んだ知を組み合わせ、学生が個々のテーマに沿った研究を進めるための研究活動の場である。また、主指導教員に加え、専門分野の異なる教員1名を含む2名以上の副指導教員からの指導・助言の下、学生が学位(修士)論文の執筆を目指す研究指導の過程を指す。

特別研究では、分野横断的な指導体制を構築し、専門性を基軸としつつも複眼的な観点からの研究指導が可能にすることで本研究科が目指す創発科学の実現を目指す。

特別研究の構成

特別研究Ⅰ	1年次配当・通年、4単位、必修
特別研究Ⅱ	2年次配当・通年、4単位、必修

【他研究科等の開設科目】

原則として、他研究科もしくは他大学院の授業科目の履修は事前の申請により認められれば可能であるが、単位を修得しても修了要件には含まれない。

ただし、事前に履修内容(履修を希望する授業科目の内容等)を指導教員及び教務担当教員が確認し、承認されれば、修得した単位を修了要件単位数へ算入することができる(算入上限の目安は4～6単位程度)。

履修を希望する学生は、必ず事前に指導教員及び幸町統合事務センター教務課又は林町統合事務センター学務課に申し出ること。

【学部の開設科目】

学部の開設科目を履修し、単位を修得しても修了要件には含めない。履修は、指導教員が学位(修士)論文作成上、必要と判断した場合にのみ許可する。

3) 各年度の開講科目

【開講計画】

特別研究を含めて授業科目は、原則として毎年開講される。しかし、やむを得ない事情により開講しない場合もある。開講しない授業科目は、事前に周知する。さらに、修業年限内(2年間)に1度はいずれの科目も履修の機会を提供する。

【開講科目】

各年度の開講科目は、当該年度の開講科目一覧等に掲載し周知する。

4) 修了要件について

【修了要件】

本研究科の課程を修了するには、本研究科に2年以上在学し(優れた業績を上げた者については、本研究科に1年以上在学すれば足りる)、「修了に必要な授業科目及び単位数」に掲載する単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて在学中に学位(修士)論文又は特定の課題についての研究成果を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

【修了に必要な授業科目及び単位数】

共通科目	8単位以上(必修6単位、選択2単位以上)
専門科目	学生が選択したユニット 6科目 12 単位以上
	関連科目(選択したユニット以外の開設科目から選択) 2科目 4単位以上
特別研究	8単位(特別研究Ⅰ・Ⅱから各4単位(必修))
合計	32 単位以上

【他研究科・他大学開設科目】

学生の希望があれば、他研究科・他大学の開講科目の履修は可能とするが、本研究科の修了に必要な授業科目及び単位数(修了要件)には含めない。

ただし、履修する他研究科・他大学院の開講科目の内容を主指導教員・教務担当教員による事前の確認及び承認が得られれば、修了要件(専門科目)に含めることができる。その場合の上限の目安は、4～6単位とする。

履修希望者は、必ず履修前に主指導教員及び幸町統合事務センター教務課又は林町統合事務センター学務課へ申し出ること。

【特別研修・海外特別研修】

学生の希望があれば、特別研修・海外特別研修の履修は可能とするが、本研究科の修了に必要な授業科目及び単位数(修了要件)には含めない。

ただし、主指導教員、教務担当委員等による事前の内容確認・承認が得られれば、修了要件中の専門科目に含めることができる。

履修希望者は、必ず履修前に主指導教員及び幸町統合事務センター教務課又は林町統合事務センター学務課へ申し出ること。

5) 学位の要件と修了要件

本研究科は、教育学、法学、経済学、工学の4つの分野を柱として、多様な分野を複合させた教育課程を編成している。

よって、授与する学位は以下の6種類とする。いずれの学位を授与されるかは、学生の希望と修了要件とは別に定める学位の要件に基づいて判断される。

なお、修了要件は満たしているがいずれの学位の要件にも該当しない場合も生じうる。学生は、修了要件に加えて、自らが獲得を望む学位とその要件も考慮して履修や研究を行うこと。

専門科目と学位との関係を下記に示す。

【専門科目と修了要件】

学生が選択したユニット : 6科目12単位以上
 関連科目(選択したユニット以外の専門科目) : 2科目 4単位以上

【学位の要件(専門科目に関する部分のみ抜粋)】

学位	要件
修士(教育学)	修得した専門科目が対応付けられた学位分野で、「教育学・保育学」の科目数が5科目(10単位)以上であること
修士(経済学)	修得した専門科目が対応付けられた学位分野で、「経済学」の科目数が5科目(10単位)以上であること
修士(法学)	修得した専門科目が対応付けられた学位分野で、「法学」の科目数が5科目(10単位)以上であること
修士(工学)	修得した専門科目が対応付けられた学位分野で、「工学」の科目数が5科目(10単位)以上であること
修士(学術)	修得した専門科目が対応付けられたいずれかの学位分野の科目数が4科目(8単位)以上であること。また、分野横断的な科目履修を行っていること。さらに、修士論文が分野横断的な内容であること。
修士(危機管理学)	修得した専門科目が対応付けられた学位分野で、「工学」の科目数が4科目(8単位)以上であること。また、危機管理学分野の科目を10単位以上履修していること。さらに、修士論文が危機管理に関連する内容であること。

*専門科目の数は、学生が選択したユニットおよび関連科目の合計

6) 履修の方法について

【履修上限】

履修上限(各年度に履修登録可能な単位数)は、長期履修学生にのみ適用される。長期履修学生は、1年間に20単位を上限として履修登録できる。

【特別研究】

特別研究Ⅰを1年次に、特別研究Ⅱを2年次に履修する。
特別研究は、Ⅰ・Ⅱの2科目8単位を履修の上限(必修)とする。

【共通科目】

共通科目は1年次に履修し、修了要件に必要な単位を修得することを強く推奨する。

【専門科目】

専門科目は、ユニットを選択し、ユニットに配置された科目から修了に必要な単位数を修得する。同時に選択したユニット外の専門科目から、研究テーマ等に応じて科目を選択し、修了に必要な単位数を修得する。

選択したユニットの履修にあたっては、基盤科目を1年次に履修することを強く推奨する。

【授業科目の重複履修】

一度単位修得した授業科目は、再度単位修得することができない。

【他研究科・他大学院の開設科目】

他研究科・他大学院の開講科目の履修は可能とするが、本研究科の修了要件には含めない。

ただし、学生が、履修する他研究科・他大学院の開講科目の内容を主指導教員及び教務担当教員に事前に申告し、内容等の確認と了承が得られれば、修得した単位は、修了要件(専門科目)に含めることができる。

【特別研修・海外特別研修】

特別研修・海外特別研修は、修了要件に含めない自由科目とする。しかし、学生が事前に申告し、主指導教員、教務担当教員等による内容確認と了承が得られれば、修得した単位を修了要件(専門科目)に含めることができる。

【学部開設科目】

主指導教員が学位(修士)論文の作成に必要と判断した場合、学部開設科目を履修することができる。ただし、当該科目担当教員に履修の許可を得る必要がある。

修得した単位は、修了要件に含めない。

7)主指導教員の確定・変更

学生は、研究テーマ等の変更により、現在の指導教員の指導のもとで研究することよりも、他の教員の指導のもとで研究・履修することがより適切な場合には、主指導教員を変更することができる。

変更が生じる場合は、1年次では6月末日、2年次では5月末日までに、幸町統合事務センター教務課又は林町統合事務センター学務課を経て「主指導教員変更届」を研究科長に提出すること。

8) ガイダンス及び履修計画、時間割調整

【ガイダンス】

1年次及び2年次の当初に履修方法や時間割等の説明を行うガイダンスを実施する。学生は、指定された日時・場所で必ずガイダンスを受けること。

【履修計画】

学生は、ガイダンスに参加し各資料を受け取った後、指導教員の履修指導を受け、履修計画を立案すること。

履修計画は、年次ごとに1年分を履修計画表に作成し、幸町統合事務センター教務課又は林町統合事務センター学務課へ申告する。履修する科目に変更が生じた場合は、履修計画変更届を用いて適宜申告すること。

選択したユニットを変更する場合は、1年次の9月末日までに履修計画変更届を用いて申告すること。申告のない場合は、ユニットが確定したものとみなす。

【授業科目の時間割調整と時間割の決定】

法学系領域、経済学系領域に所属する教員が担当する授業科目は、履修希望者

の有無、社会人学生の履修の有無を確認し、学生・教員間で調整してから開講及び時間割を確定する。時間割(授業実施日時・場所)は、調整の上決定するため、当該科目の履修を希望する学生は、指定の期日までに、必ず「大学院授業科目履修希望アンケート」を提出すること。

【特別研究】

学生は、履修計画及び特別研究の実施(時間等)について主指導教員と相談する。特別研究の時間設定は、他の講義科目の時間割と重複しないように適宜定めること。

9) 試験及び単位の授与

【単位の授与】

単位の授与は、履修を届け出た授業科目において行われる試験又は研究報告により認定される。

【単位授与の時期】

単位の授与は、原則として各学期末又は学年末に行われる。

【追試験及び再試験】

①追試験とその事由

通常の試験に欠席した学生は、次の事由により追試験を受けることができる。

- 一 天災その他の非常災害
- 二 交通機関の突発事故
- 三 負傷又は疾病
- 四 三親等内の親族の死亡による忌引き
- 五 就職試験の受験
- 六 その他研究科において相当と認める事由

②追試験願

追試験を受けようとする学生は、欠席した試験が行われた日の翌日から起算して7日以内に、追試験願を、欠席した事由を証明する書類を添えて、研究科長に願い出なければならない。

③再試験

再試験は行わない。

【成績の調査依頼】

学生は、成績の評価に疑問がある場合は、成績の発表直後から次期の履修登録期間終了までに、所定の成績調査依頼票を提出できる。
(提出先:幸町統合事務センター教務課又は林町統合事務センター学務課)

10) 学位(修士)論文の提出とその審査及び最終試験

【学術研究論文及びリサーチペーパー】

学生は、学位(修士)論文を提出する。学位(修士)論文は、学術研究論文とリサー

チペーパーのいずれかとする。リサーチペーパーは、社会人学生のみが提出できる。

学術研究論文は、各専門領域で学術上偏在する識見に対して、的確な事実認識を基礎として新たな課題の所在やそれに対する解決指針・解決案などのオリジナリティを加えようとするものである。

リサーチペーパーは、それに限らず、例えば従事している職務上の関心などから特殊な課題の所在やそれに対する個別的解決指針・解決案の提起など、事項・事例的、応用的な取組による論述をも含み、論文の範囲をやや広く捉えているものである。

また、研究課題、テーマ、領域によっては、学位(修士)論文に代えて、特定課題についての研究の成果によって評価することもできる。特定課題には、歌唱・器楽曲などの演奏などの実技が該当する。主な例を下記に示す。

- ・建築作品
- ・知的財産として登録済みの意匠
- ・特許(公開特許を含む)が採用された商品
- ・テレビ・ラジオなどにより放送された作品
- ・劇場などで一般公開された作品(音楽作品や映像作品等)
- ・公募展の入選作品
- ・企画展の招聘作品
- ・展覧会の企画・キュレーション
- ・企画執行に係わった商品

これらに加えて、特定課題研究報告書の作成・提出が必要である。

【論文の題目】

学位(修士)論文を修了予定年次に提出しようとする学生は、当該年次の10月末日(前期修了予定者は、4月末日)までに、論文の題目を、指導教員に申し出ること。

【学位(修士)論文の提出】

学位(修士)論文を修了予定年次に提出しようとする学生は、当該年次の1月末日(前期修了予定者は6月末日。なお、いずれも休日の場合は翌日又は翌々日とする)までに、学位論文審査願に当該論文本体及び当該論文要旨各1編の正本並びにそれぞれの副本各2部を添え、指導教員の承認を得て研究科長に提出しなければならない。ただし、系領域ごとに上記以外の提出資料とその様式等が異なるため、事前の周知を必ず確認すること。

【学位(修士)論文の審査及び最終試験】

学位(修士)論文を提出した学生は、主指導教員を含む3名以上の審査委員(本研究科の教授会が必要と認める場合は、他の大学院又は研究所等の教員等)による当該論文についての審査及び研究成果の内容や当該研究分野に関する専門的知識、関連する研究分野に関する知識等を問う最終試験を受ける。最終試験は、筆

答又は口答で行われる。

審査及び最終試験が学位(修士)論文発表会を兼ねる場合もある。

【学位の要件】

定められた要件を満たした学生は修了が認められる。その際、授与される学位は、学生の希望を踏まえて、学生が履修した科目の状況や審査及び最終試験の結果を学位の要件と照らし合わせ決定される。

【修士論文発表会】

審査及び最終試験を経た後、又は、審査及び最終試験を兼ねて、修士論文発表会を行う。発表会の実施方法、日時・場所は、指導教員の所属する系領域により異なる場合がある。事前の周知に注意すること。

11) 修業年限

標準修業年限は2年、最長修業年限(在籍可能年限)は4年とする。ただし、長期履修学生の履修の期間は、4年を限度とする。

12) 成績評価

【成績評価】

本研究科の成績評価は以下の2つのいずれかとし、授業科目の内容に応じて適用する。

①5段階評価

S(秀)	A(優)	B(良)	C(可)	X(不可)
90点以上	89~80点	79~70点	69~60点	59点以下

②合否判定

授業科目で定める一定の基準以上の成績を収めた者は「合(認)」とし、基準に到達しなかった者は「不可」とする。

【GPA 制度】

5段階の成績評価が適用できる科目を対象に GPA(Grade Point Average) 制度を導入する。

GPA は次式で計算される。

$$\frac{(S \text{ の単位数} \times 4) + (A \text{ の単位数} \times 3) + (B \text{ の単位数} \times 2) + (C \text{ の単位数} \times 1)}{\text{履修登録単位数}}$$

・「秀」、「優」、「良」、「可」及び「不可」の評語による評価(以下「5段階評価」) この5段階評価を用いて GPA を算出する。

・算出方法及びルール

- i) GP は、「秀」、「優」、「良」、「可」及び「不可」の各評価に対し、それぞれ 4、3、2、1 及び 0 の順に付与する。
- ii) 履修登録取消の手続きを行わず履修した授業科目、定期試験の受験又は定期試験に準ずる課題の提出等を放棄した科目については評価を「不可」とし、GP を 0 とする。
- iii) GPA の計算は、授業科目(共通科目、専門科目及び特別研究)を対象とする。このうち、本学の 5 段階評価が適用され、かつその単位を修了要件に算入できるものを対象とする。
前項に該当する授業科目に係る成績、単位数及び履修登録単位数は、すべて④
- iv) GPA の計算対象に含めるものとする。特に、不合格となった科目に係る履修登録単位数は、後に再履修し合格した場合にあっても、一切除外しない。
- v) 指定された手続きにより履修登録を取り消した科目については、GPA の計算対象から除く。

13) 休講・補講

休講・補講の連絡は、別途掲示等により周知する。また、教務システム(Dream Campus)に掲載する。

14) 授業の欠席について

負傷又は疾病その他の事由によって、授業を欠席する(した)場合は、指導教員の承認を経て、「欠席届」のほか、授業担当教員の指示に応じて欠席理由の証明書類を、当該授業担当教員に提出すること。欠席の理由と証明書類の例は、「追試験を許可できる理由と証明書類」と同一とする。なお、この届出による出欠の取扱いについては、授業担当教員の判断による。

(2) 履修計画、履修登録方法

1) 概説

- ・学生は、主指導教員による手厚い指導を経て履修計画(共通科目、専門科目の選択)を立案する。必修科目、選択科目の科目区分や修了要件で定められた修得が必要な単位数を考慮して選択すること。
特に専門科目の選択にあたっては以下を考慮すること
 - －6科目(12単位)以上を修得するユニットをどのユニットとするか。
 - －選択したユニット以外の全専門科目のうちいずれの科目(2科目4単位以上)を選択するか。
- ・履修計画は、年次ごとに当該1年分を履修計画表に記載して申告すること。
- ・履修計画表には、履修科目のみならず、選択したユニット名、希望する学位を記載すること。
- ・履修する科目に変更があった場合は速やかに履修計画変更届を用いて申告すること。
- ・選択したユニットに変更が生じた場合は、1年次の9月末日までに、履修計画変更届を用いて申告すること。期日までに申告のない場合は、選択したユニットが確定したものとみなす。

2) 創発科学研究科学生が履修の対象とする科目

学生は、本研究科の教育課程として編成された科目群から履修する科目を選択する。本研究科開設科目の選択にあたっては、共通科目、専門科目、特別研究の区分ごとに修了要件として定められた科目・単位数を踏まえて選択する。

3) 科目選択の基準

- ・学生は、自らの研究テーマの追究に資する科目を選択する。
- ・学生は、修了要件に基づいて科目を選択する。

【共通科目】

共通科目は、研究科が指定する6科目を必ず履修しなければならない。他の共通科目からは2科目以上を自らの関心・研究テーマに基づき選択する。

【専門科目】

本研究科の教育課程として編成した専門科目群は、さらに小規模な科目群であるユニットとして整理されている。学生は、修了要件として定められた一定単位数を特定(ひとつ)のユニットに配置された科目から選択する。さらに、選択したユニット外の全専門科目からも自らの関心・研究テーマに基づき一定の単位数を履修する。

【特別研究】

特別研究は、必修科目であり必ず履修しなければならない。

【他研究科・他大学院開講科目】

他研究科及び他大学院開設科目は、原則として、履修は可能とするが、修得した単位は修了要件に含めない。

しかし、学生が事前(履修前)に主指導教員及び教務担当委員に申告し、履修する内容の確認と承認を得れば、専門科目として修了要件に含めることができる。

【特別研修・海外特別研修】

開設科目にある海外特別研修は、修了要件に含めない科目とする。

しかし、学生が事前(履修前)に指導教員及び教務担当教員に申告し、履修内容の確認と承認を得られれば、修得した単位を専門科目として修了要件に含めることができる。

【学期区分・時間割】

- ・科目は、基本的にセメスター制に基づき開講するが、学生は、年度当初に年間(第1学期及び第2学期)の履修計画を立案することになる。また、共通科目は、クォーター制に基づき開講するので注意すること。
- ・創発科学研究科開設科目は、科目数が膨大である。よって、重複開講は回避できない。選択したユニット外の専門科目の選択にあたっては、周知される時間割に注意すること。
- ・法学及び経済学系領域では、社会人学生が比較的多く在籍しているため、既存の時間割に拘らず、履修希望者の状況に応じた時間割調整を行い、開講日時の最終決定を行う。学生は、最終的に定まった時間割を見て、改めて科目選択の判断を行うことになる。教育・人文系領域、工学系領域の学生は特に注意すること。

【学位の選択】

- ・学生は、修了要件のみならず、学位の要件を考慮して科目選択を行うこと
- ・学生は、科目選択にあたって、自らが獲得を目指す学位を定め、さらに、各授業科目に付された教育、法学、経済学、工学、学術のラベルと学位の要件を照合して科目を選択すること。
- ・学生は、各年次の履修計画表提出時に希望する学位を記載すること。
- ・学生が選択したユニットによっては、各科目のラベルが、「学術」中心である場合、あるいは、複数のラベルが混ざっている場合には、学生が選択したユニットにある専門科目だけでは専門科目にかかわる学位の要件をクリアできない場合がある。

例)○○ユニットの科目(ラベルで表記) 赤枠のラベルの単位を取得している場合

学術 学術 学術 工学 工学 工学 教育学 教育学

上記の履修の場合、専門科目(学生が選択したユニット)の修了要件は満たせるが、即それが学位の要件を満たすことにつながらない。よって、以下の対応を取らねばならない。

○修士(学術)を目指す場合:

- ①工学を軸とする場合には、関連科目として工学のラベルの付く科目を1科目必要とする。
- ②教育学を軸とする場合には、ユニット内・関連科目をあわせて教育学のラベルの付く科目を3科目必要とする(ユニット内で1つ+関連科目で2つ、または、関連科目で3つ)。

○修士(工学)を目指す場合:

関連科目として工学のラベルの付く科目を2科目必要とする。

○修士(教育学)を目指す場合:

ユニット内・関連科目をあわせて教育学のラベルの付く科目を4科目必要とする(ユニット内で1つ+関連科目で3つ、または、関連科目で4つ)。

4)選択した科目の申告

当該年度の履修計画表を4月ガイダンス時に配布する。学生は、指導教員との相談を踏まえて1年分の履修計画を立案する。計画に基づき履修計画表を作成し、幸町統合事務センター教務課又は林町統合事務センター学務課へ提出する。学生は、履修計画表の提出と共に教務システムを通じて履修登録を行う。

ただし、提出した履修予定科目は、研究内容の変更などに併せて随時取消・修正が可能なものとする。取消・修正にあたっては、主指導教員の了承を得て、履修計画変更届の提出を以て研究科長(幸町統合事務センター教務課又は林町統合事務センター学務課)へ届け出るものとする。

選択したユニットの届出方法(確定・変更など)

- ・履修計画表の届出を通じて、学生は、選択したユニットを申告する。申告の際、修了時に付与される「学位の分野」についても申告する。
- ・ユニットを変更する場合は、1年次9月末日までに、履修計画変更届を用いて幸町統合事務センター教務課又は林町統合事務センター学務課へ申告する。

注意事項

・法学及び経済学系領域の開設科目の履修を希望学生は、「大学院授業科目履修希望アンケート」を通じて履修を希望する科目を幸町統合事務センター教務課又は林町統合事務センター学務課へ申告し、調整を経て最終的に決定された時間割を確認し、改めて履修する科目の決定を行う。決定した後、履修計画表を作成し提出する。合わせて履修登録を行う。

5)履修登録方法

・研究科は期間を指定し、学生は、同期間内に教務システムにて履修登録を行う。

履修登録期間 4月3日(日)～4月21日(木)

・変更(科目の追加・取消・修正)の際には幸町統合事務センター教務課又は林町統合事務センター学務課へ履修計画変更届を提出し申告すること。申告の前には必ず主指導教員に相談すること。

履修取消・修正期間 常時受付